

「がけ条例」で

あきらめる前に、
思い込みで判断する前に、

地質・土質のプロフェッショナル、
私たちジーベックにご相談ください。

たとえば がけ付近に建築を計画したが、「がけ条例」によって…

離れた位置に
建築計画。



または

擁壁を設けて
建築計画。



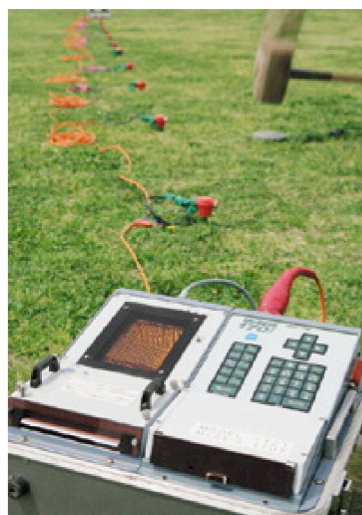
調査

調査をした結果

この位置に
建築可能と
なった。



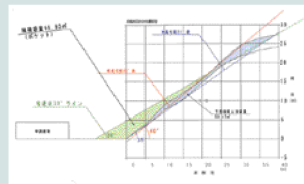
「がけ条例」対策のための様々な調査・試験・分析



■ 弾性波探査

弾性波探査試験器で斜面の調査をすることにより、地山の硬さが分かり、地山の安定勾配が分かります。

地質の専門技術者が現地の地形および地質状況を観察することにより弾性波試験結果と総合評価し、さらに緻密なデータを出すことができます。

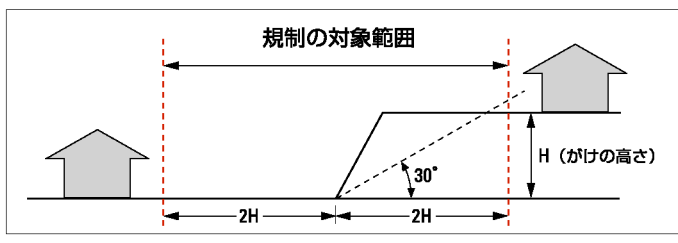


静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）

（がけ付近の建築物）

第10条 がけの高さ（がけの下端を通る30度の勾配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高さを用いる。以下同じ。）が2メートルをこえるがけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 堅固な地盤を斜面とするがけ又は特殊な構造方法若しくは工法によって保護されたがけで、安全上支障がないと認められる場合
- (2) がけ下に建築物を建築する場合において、その主要構造物を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とした建築物で、がけ崩れ等に対して安全であると認められる場合



* 調査を実施する場合には、地主様の了承が必要となります。

* 現場の状況によって斜面の危険度が異なるため、必ずしも良い結果が得られる訳ではありません。このような場合、事前調査（地形・地質）の結果によって無料アドバイスをさせていただきます。

40年以上の経験と実績により、静岡県内のあらゆる地質データを一元管理

豊富な試験機材と確かな技術で、多岐にわたる試験・調査・分析に迅速対応

広範にわたる事業実績から得た、国・県・市町や民間企業からの厚い信頼

